

議員提出第3号議案

新聞の軽減税率に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成25年12月19日

安城市議会議員	早川建一
〃	竹本和彦
〃	野場慶徳
〃	近藤正俊
〃	杉浦秀昭
〃	大屋明仁
〃	松尾学樹
〃	法福洋子

—提案理由—

この案を提出したのは、消費税増税にあたり「複数税率の導入」、「新聞への軽減税率適用」の実現を国に要望するため。

新聞の軽減税率に関する意見書

新聞販売店は、「国民の知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国力の維持に貢献している」という誇りをもち、個別宅配制度を維持することで、国民の政治的・社会的関心を喚起し続けることが使命と考えて日々の仕事に取り組んでいる。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中であるが、国民の所得が順調に増える保証はなく、来年4月に予定されている消費税増税によって各家庭の経済的負担が増せば、新聞の購読を中止する家庭が増えることとなり、国民の知る権利の機会が失われることを懸念している。

また、新聞販売店の経営が大幅に悪化すれば、全国36万人超の販売店スタッフの雇用の場が失われる可能性がある。

現在、多くの国では品目別の複数税率が導入されており、先進国の多くが、以前より新聞・書籍等に軽減税率を適用している。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 消費税増税にあたり複数税率を導入の可能性を検討すること。
- 2 新聞へ軽減税率の適用について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

安城市議会

議員提出第4号議案

過労死防止基本法の制定を求める意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成25年12月19日

安城市議会議員	杉	浦	秀	昭
〃	竹	本	和	彦
〃	野	場	慶	徳
〃	近	藤	正	俊
〃	宮	川	金	彦
〃	早	川	建	一
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	法	福	洋	子

—提案理由—

この案を提出したのは、国による過労死防止の総合的な対策が積極的に行われるよう、一日も早く過労死防止基本法を制定することを国に要望するため。

過労死防止基本法の制定を求める意見書

我が国は戦後復興と高度成長を経て先進主要国としての国際的地位を築きあげたが、その一方で、過労死が労災であると認定される数は増え続けており、長時間労働や劣悪な職場環境を強いた一部の職場における「過労死」、「過労自死」の発生は、大きな悲劇を生み、深刻な社会問題として認識されるようになった。

このような状況を鑑み、国連社会権規約委員会では、過労死・過労自死の実態について懸念を示した上で、過労死防止策の強化を日本政府に対して求めている。

我が国の労働基準法では労働者が過重な長時間労働を強いられているのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しているが、昨今の雇用情勢の中、労働者は幾ら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではなく、また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中において自社だけを改善するのは難しい面がある。

ますます厳しくなると想定される企業間競争とグローバル経済の中で、労働者を守りながら経済と社会を健全に発展させるため、個人や企業の努力に頼るのではなく、国が過労死防止に関する法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって、国におかれては前述の趣旨を踏まえ、下記内容の法律(過労死防止基本法)を一日も早く制定されるよう強く要望する。

記

- 1 過労死はあってはならないことを国が宣言すること。
- 2 過労死を無くすための国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

安城市議会

議員提出第5号議案

愛知県議会議員選挙区の定数是正に関する意見書について

上記の意見書を県に提出する。

平成25年12月19日

安城市議会議員	大	屋	明	仁
〃	竹	本	和	彦
〃	野	場	慶	徳
〃	近	藤	正	俊
〃	宮	川	金	彦
〃	早	川	建	一
〃	杉	浦	秀	昭
〃	松	尾	学	樹
〃	法	福	洋	子

—提案理由—

この案を提出したのは、県議会議員の選挙区における一票の格差を早急に是正し、均衡のとれた県議会議員定数の配分とされ、県民の意思が的確に県政に反映できるよう県に要望するため。

愛知県議会議員選挙区の定数是正に関する意見書

愛知県議会議員選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第15条第8項で人口に比例して条例で定めなければならないと規定されている。しかし、現行「愛知県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する条例」の定数配分規定では議員1人あたりの人口格差が著しく、最大3.32倍もの格差になっている。また、本市選挙区と名古屋市北区選挙区では、人口が多いのに定数が少ない逆転現象が生じており、県下では7通りもの逆転現象が生じている。

県議会議員の選挙区に関し、県民がその投票価値において平等に取り扱われるべきことは憲法の要求するところでもあると考える。県議会議員定数の見直しを図る中で一票の格差をなくすことは、県民の意思が等しく反映できる県議会としての最優先すべき課題である。

よって、本市議会は、このような一票の格差を早急に是正し、均衡のとれた県議会議員定数の配分とされ、県民の意思が的確に県政に反映できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

安城市議会